

**令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費
補助金交付要領**

(趣旨)

第 1 条 県が交付する令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(趣旨)

第 2 条 この補助金の対象となる事業の名称、目的等は次の表のとおりとし、予算の範囲内で執行する。

1 通所介護事業所等多機能化推進事業
(1) 交付の目的 訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進する。
(2) 補助対象事業 別表のとおり
(3) 補助対象経費及び補助額 別表のとおり
(4) 交付の相手方 別表に掲げる要件に適合する者
2 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置支援事業
(1) 交付の目的 中山間地域や離島等の人口減少地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となる訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置を推進する。
(2) 補助対象事業 別表のとおり
(3) 補助対象経費及び補助額 別表のとおり
(4) 交付の相手方 別表に掲げる要件に適合する者

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第 4 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところとする。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	提出期限
令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金交付申請書	別記様式第 1	1	知事が別に定める日
(添付すべき書類の名称)			
1 令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金所要額調書	別紙 1	1	

2 令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金事業計画書	別紙 2	1	
3 令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金事業予算書	別紙 3	1	
4 歳入・歳出予算（見込）書抄本	任意	1	

（補助条件）

第 4 条 規則第 6 条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (7) 補助事業を行う者が前各号の条件に違反した場合においては、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

（軽微な変更）

第 5 条 前条第 1 号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費を 20 % を超え、かつ 10 万円以上削減すること。

（変更の承認）

第 6 条 第 4 条第 1 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金変更承認申請書（別記様式第 2）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。なお、事業費の増額については、原則として認めない。

（実績報告）

第 7 条 規則第 13 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	提出期限
令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金実績報告書	別記様式第 3	1	知事が別に定める日

(添付すべき書類の名称)	別紙 4	1	
1 令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金精算書	別紙 5	1	
2 令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金実績報告書	別紙 6	1	
3 令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金事業決算書	任意	1	
4 歳入・歳出決算（見込）書抄本			

(補助金の請求)

第 8 条 規則第 18 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	提出期限
令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金交付請求書	別記様式第 4	1	知事が別に定める日

附 則

- 1 この要領は、令和 8 (2026) 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 この要領は、令和 9 (2027) 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別記様式第 1

令和 8 (2026)年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金
交付申請書

第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)
法人住所
法人名称
代表者名
事業所名

栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金を交付されるよう、栃木
県補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 申請内容（該当するものに「○」を入れてください）

- ☐ 通所介護事業所等多機能化推進事業
☐ 訪問介護事業所のサテライト設置支援事業

3 関係書類

- (1) 訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金所要額調書（別紙 1）
(2) 訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金事業計画書（別紙 2）
(3) 訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金事業予算書（別紙 3）
(4) 歳入・歳出予算（見込）書抄本

事業所名 :
送付先住所 : 〒

担当者名 :
電話番号 :
E-mail :

別記様式第 2

令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金 変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)
法人住所
法人名称
代表者名
事業所名

令和 年 月 日付け栃木県指令高対第 号で交付決定のあった訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金について、令和 8 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金交付要領第 6 条の規定により変更を承認くださるよう、下記により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

事業所名	:
送付先住所	: 〒
担当者名	:
電話番号	:
E-mail	:

別記様式第 3

令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金
実績報告書

第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)
法人住所
法人名称
代表者名
事業所名

令和 年 月 日付け栃木県指令高対第 号で交付の決定の通知があった栃木
県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金について、栃木県補助金等交付
規則第 13 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

1 報告内容（該当するものに「○」を入れてください）

- () 通所介護事業所等多機能化推進事業
() 訪問介護事業所のサテライト設置支援事業

2 関係書類

- 1 栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金精算書（別紙 4）
- 2 栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金実績報告書
（別紙 5）
- 3 栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金事業決算書
（別紙 6）
- 4 歳入・歳出決算（見込）書抄本

事業所名 :
送付先住所 : 〒

担当者名 :
電話番号 :
E-mail :

別記様式第 4

令和 8 (2026) 年度栃木県訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金
交付請求書

金 _____ 円

令和 年 月 日付け栃木県指令高対第 号で額の確定の通知があった栃木県
訪問介護等サービス地域の体制づくり支援事業費補助金を上記のとおり交付されるよう栃
木県補助金等交付規則第 18 条（又は第 19 条）の規定により請求します。

令和 年 月 日

栃木県知事 様

法人住所
法人名称
代表者名
事業所名

関係書類

交付額確定通知書の写し

取引銀行名	口座番号	名義（フリガナ）
銀行	普通・当座	
支店	口座番号 _____	

別表（第2条関係）

補助対象事業	交付の相手方	補助対象経費	補助基準額
1 通所介護事業所等多機能化推進事業			
訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進するため、訪問機能の導入に必要となるアドバイザーの派遣等経費や備品の購入経費等の初期費用に加えて、一定期間の経営安定化の支援に必要な経費を対象とする。	訪問介護事業所が1か所もない地域又は必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する通所介護事業所等	(1)訪問機能の導入に向けた伴走支援に係る経費 ・訪問介護事業所の指定取得や、人員基準を満たすために必要な人材の育成など、訪問機能の導入を支援するアドバイザー（訪問介護の管理者経験者等を想定）の配置に係る費用、報酬及び事業所までの交通費等 (2)訪問機能の導入に係る経費 ・電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用 ・事業所のホームページの改修や、地域住民等への広告に係る費用 ・新たに訪問介護員等を配置するために必要な採用に係る費用や、初任者研修の受講に係る費用 (3)訪問機能後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費 ・訪問機能の導入から収入の安定が見込まれるまでの期間（※）、訪問1回につき定額の補助を行うための費用 ※訪問回数が300回／月に達するまで（導入後6か月間を上限とする）	実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、次に定める補助上限額の少ない方とする。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることとする。 (1)1事業所当たり 50万円 (2)1事業所当たり 150万円 (3)訪問1回当たり 1,000円 ※訪問回数が300回／月に達するまで（導入後6ヶ月を上限とする）

別表（第2条関係）

補助対象事業	交付の相手方	補助対象経費	補助基準額
2 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置支援事業			
中山間地域や離島等の人口減少地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となる訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置を推進するため、サテライトの設置に必要なアドバイザーの派遣等経費や備品の購入経費等の初期費用に加えて、一定期間の経営の安定化の支援に必要な経費を対象とする。	訪問介護事業所が1か所もない地域又は必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する通所介護事業所等 ※中山間地域等・離島等地域を基本としつつ、別途協議により、厚生労働省への地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とする。	(1)サテライトの設置に向けた事業所への周知や搬送支援に係る経費 ・サテライトの設置に関する要件や手続き等を整理したガイドラインの配布等に係る費用 ・事業者向け説明会や相談窓口の設置、アドバイザー（サテライトを実施している事業者の職員を想定）を派遣した伴走支援などに関する費用 (2)訪問介護事業所のサテライトの導入に係る経費 ・備品（机、椅子、パソコン、通信機器等）購入費用 ・訪問用自転車など移動手段の確保に係る費用 ・サテライトを設置する土地や建物等の賃借に係る一時金（敷金、礼金等） (3)サテライト導入後、一定期間の経営安定化の支援に係る経費 ・サテライトを設置する土地や建物等の賃借料 ・職員がサテライトに勤務するための交通費（離島等への船代含む）やガソリン代、宿泊料等に係る費用 ※設置後6ヶ月間を上限とする	実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、次に定める補助上限額の少ない方とする。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることとする。 (1)1事業所当たり 50万円 (2)サテライト1カ所当たり 150万円 (3)サテライト1箇所当たり 100万円 (※)設置後6ヶ月間を上限とする。

※補助事業の採択は、申請内容を確認し、事業効果や実現性等を考慮して行う。また、必要に応じて、申請内容に修正を加えて採択することがある。